

情報共有システム実施要領

(建設部：平成27年9月29日制定、令和6年4月1日一部改定)

(目的)

第1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る委託業務における業務の効率化及び生産性と品質の向上を実現するとともに、公共工事におけるCALS/ECの推進を図るため、情報共有システムの利用方法等について定める。

(情報共有システムの定義)

第2 「情報共有システム」とは、インターネットを通じて提供されるアプリケーション（ASP）を利用する方式で、工事及び委託の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することである。

(対象工事等)

第3 情報共有システムを利用する対象の範囲は、建設工事（建築工事を除く。）及び建設工事に係る委託業務全て。

- 1) 建設工事は原則全ての工事で実施すること。ただし、地理的条件などから、通信環境が確保できない等、情報共有システムの利用が困難な場合には、監督員と協議の上で実施しないことができる。
- 2) 建設工事に係る委託業務は、契約後、受発注者間の協議により実施を決定する。

(情報共有システムの仕様)

第4 利用するシステムは、別添「長野県情報共有システム機能仕様書」を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。

(情報共有システムの実施内容)

第5 実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。

- ①受発注者間の書類（工事打合せ簿等）の受け渡し
(書類によっては、紙決裁で行う場合を認める)
- ②現場状況の共有
- ③確認・立会依頼
- ④その他 システムで利用可能な項目

(積算の取扱い)

第6 情報共有システムの積算上の取扱いは以下のとおりとする。

- 1) 工事のシステム利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。
費用は登録料及び利用料である。
- 2) 委託のシステム利用に要する費用は、見積もりにより決定し積み上げ計上する。
委託のシステム利用に要する費用は、全ての諸経費の対象外とし、設計変更で対応する。

(協議確認事項)

第7 情報共有システム利用の実施にあたっては、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

○事前協議

情報共有システムを利用する場合には、電子納品に係る実施要領（県建設部）に基づき作

成する「事前協議チェックシート」において、システムの種類、機能について確認を行う。

(その他)

- 第8
- ・受発注者とも、アンケート等を求められた場合は協力しなければならない。
 - ・システムを使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。
 - ①最新のウィルス対策ソフトを導入する。
 - ②OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
 - ③ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

(適用)

第9 この要領は、平成27年11月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。